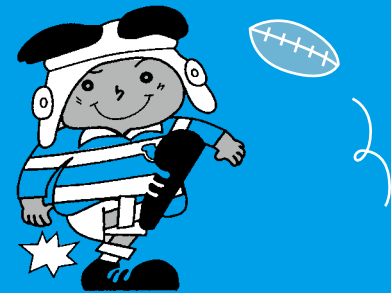


# 消費生活センターだより 暮らしのスクラム



AED体験や、食器の物々交換会、楽しい手作りコーナーがあるよ。



立体切紙や、スーパーボールすくいもあるよ。

消防服を着て記念写真を撮ろう！（子ども用）  
撮った写真はその場でプレゼント！！

## 第34回 消費生活展を開催します！

日時：平成27年10月17日（土）  
午前10時～午後3時

場所：東大阪市立消費生活センター

スタンプラリーで記念品（ステルス製マイボトル）進呈  
（お子様にはお菓子）

※記念品、お菓子はなくなり次第終了

## 光サービスの変更は慎重に！



### 【事例】

「現在の大手電話会社の光回線を当社に変えると、毎月の電話料金が安くなる」という電話があり契約をした。今までのプロバイダの解約料が必要になったが、そんなことは聞いていないので解約したい。

### 【アドバイス】

大手電話会社が光回線の卸売り（他社へ販売）を始めました。多くの事業者が電話や訪問による勧誘をしています。光回線の変更をすると、プロバイダ変更による解約料や工事費が発生することもあります。光回線のような契約はクーリング・オフができず、解約交渉は簡単ではありません。

### トラブルを防ぐ注意点

- ◆変更前の契約内容も確認しましょう。（大手電話会社のオプションサービスは、解約しなければそのまま請求が続きます。）
- ◆従来のプロバイダの解約や、メールアドレスの変更、また、工事や工事費用が必要ではありませんか？（解約する場合、解約料が発生する場合があります。）

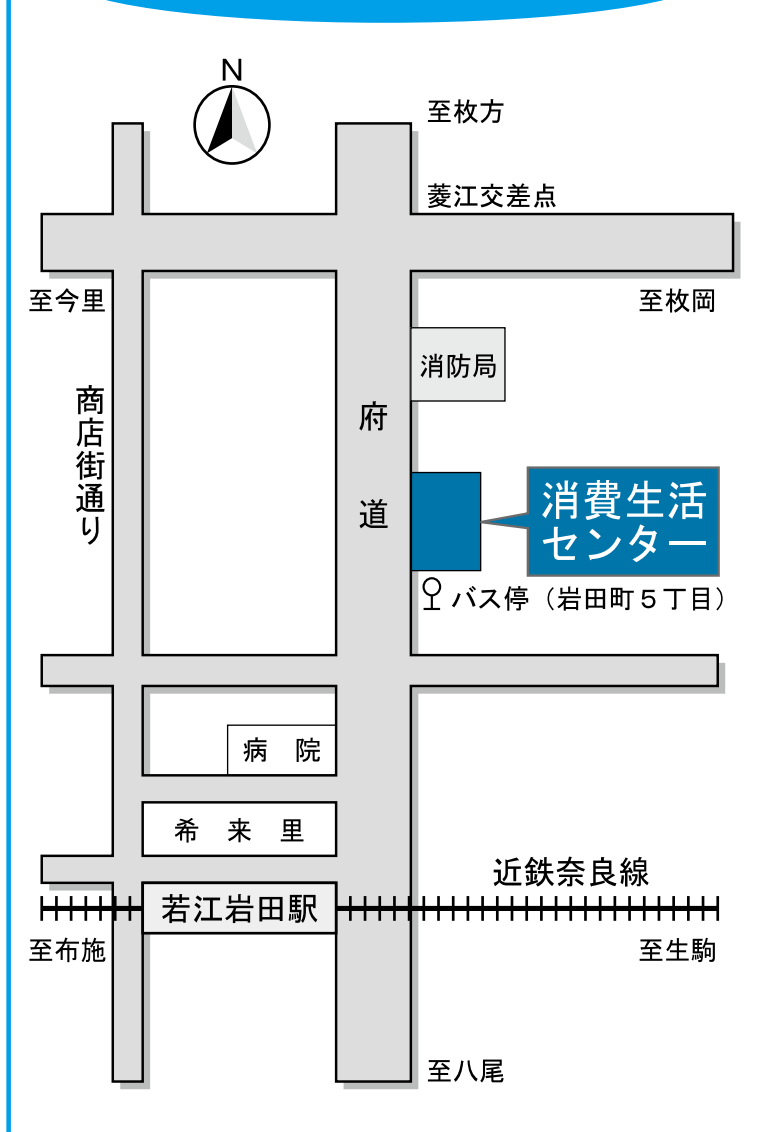


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

### ●電話

**072-965-0102**

### ●受付時間

**午前9時30分～午後4時まで**  
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

### ●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

#### ◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

#### ◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

#### ◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

#### ◆消費生活にかかわる情報提供など

#### ★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

**表面もご覧ください!**